

福岡市西区役所 令和8年度途中設置  
飲料用等自動販売機  
設置事業者募集要項

令和 8 年 4 月

福岡市 西区 総務部 総務課

## 目次

1 公募物件	1
2 応募資格要件	1
3 自動販売機の設置条件等	1
4 応募申込手続	3
5 設置予定事業者の決定等	4
6 使用許可申請の手続	4
7 災害対応型自動販売機の設置・協定の締結	5
8 設置予定事業者の決定の取消	5
9 その他	5
10 お問合せ先等	5
(参考)手続全体の流れ	6

## 別紙

- ・ 物件概要
- ・ 自動販売機使用料提案書 様式 1
- ・ 同意書兼役員名簿 様式 2
- ・ 災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定書 (案)

## 飲料用等自動販売機設置事業者募集要項

飲料用等自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

### 1 公募物件

公募物件は別紙「物件概要」のとおりとする。また、同一事業者で飲料用と食物用の自販機を1台ずつ(計2台)設置すること(1台だけの申込は不可とする)。

### 2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができる。

- ①成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと
- ②福岡市税(福岡市外に居住する者は福岡市税及び居住地の市町村税)の滞納がないこと
- ③自動販売機の設置業務について、3年以上の実績を有している者であること
- ④法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、設置申請時に許認可等の免許を有する見込みがあること(該当がある場合のみ)
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力的集団の構成員(以下、「暴力団員」という)でないこと
- ⑥福岡市暴力団排除条例第2条(平成22年条例第30号)に規定する、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- ⑦公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと
- ⑧本市が実施した飲料用等自動販売機設置事業者の公募において、価格提案後又は使用許可(又は賃貸借契約)後、正当な理由なく辞退し、使用許可の取消(又は賃貸借契約の解除)から2年を経過しない者でないこと

### 3 自動販売機の設置条件等

#### (1) 使用形態など

##### ①設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、原則として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可(以下、「使用許可」という。)を受けて使用する。

##### ②設置期間

設置期間は、令和8年8月1日から令和9年3月31日までとする。また、公用・公共用としての必要性や設置事業者の使用状況を勘案して支障がないと福岡市が判断する場合は、当初福岡市が設定した公募条件を変更しないことを前提として、当初許可の日から令和13年3月31日まで更新することができる。

なお、使用許可の更新を受けようとするときは、使用期間満了の30日前までに継続許可申請書を提出すること。また、使用許可期間の更新を受けない場合は、使用期間満了の30日前までに本市所定の様式での届出を行うこと。

### ③使用料

決定した設置予定事業者が設置申込の際に提示した提案使用料を年額使用料とする。物件の設置場所が屋内の場合は、原則として消費税がかかるため、提案使用料は税込金額とすること。

また、当初許可の日から令和13年3月31日の範囲で更新する場合は設置申込の際に提示した金額を年額使用料とする。

### ④使用料の納付

使用料は、令和8年度設置期間分(令和8年8月1日から令和9年3月31日※提案使用料×8カ月÷12カ月)を令和8年8月末日までに本市が発行した納付書にて一括で納付すること。当初許可の日から令和13年3月31日の範囲で更新する場合は、1年間分を当該年度の4月末日までに一括で納付すること。

### ⑤光熱水費

光熱水費(電気料金)は、設置事業者の負担とする。実費相当分を指定した期日までに本市が発行した納付書にて納付すること。(設置場所には、壁面にコンセントがあるが電源工事が必要となる場合がある。)

※使用量の算出方法について、使用量を計る子メーターを設置すること。

なお、子メーターの設置に要する費用は、設置事業者の負担となる。

### ⑥その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費等一切の経費は設置事業者の負担とする。

## (2)使用上の制限・注意事項等

①設置に関する条件を遵守し、使用料等の費用を確実に納付すること。

②法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、設置期間中、継続的に効力を有する必要がある。

③自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

④販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、福岡市の指示に従うこと。

⑤省エネタイプの機種種の自動販売機を設置すること。

⑥積極的に電子マネー等対応の機種を設置すること。

⑦飲料用自動販売機の販売品目は、缶又はペットボトルなど密閉式の容器入飲料品(乳飲料を含む。)とする。

⑧食物用自動販売機の販売品目は、お菓子類(一部パン類等も可)の食べ物を配置すること。(別途、お湯の提供が必要なインスタントは不可とする。)

⑨酒類の販売は不可とする。

⑩標準小売価格を上回る価格での販売は不可とする。

⑪販売商品と直接関係のない広告の掲示は不可とする。

⑫災害対応型自動販売機を設置すること。(5ページ参照)

## (3)維持管理責任

①商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫管理・補充を適切に行うこと。

②飲料用自動販売機に併設して、空き容器の回収ボックスを常時使用可能な状態で設置し、

設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。また、ペットボトル、ガラスびん、缶(アルミ・スチール)の処分に当たっては、適切に資源化を実施する(汚損等資源化できないものを除く)こと。その他の容器についても資源化に努めること。

③衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

④自動販売機を設置するにあたっては、据付面の状態を十分に確認した上で、転倒などの事故が発生しないよう安全に設置すること。

⑤自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、緊急時の連絡先を自動販売機本体前面の分かりやすい場所に明確に掲示すること。

#### (4)売上金額の報告

設置した自動販売機の設置期間(初年度は8月～翌年3月、以降は4月～翌年3月)の売上本数、売上金額を売上報告書(本市所定様式)により、毎年、翌年度の4月末までに西区総務課へ報告すること。

### 4 応募申込手続

#### (1)申込方法

■ 下記送付先にお申し込みください。

##### ① 郵送申込み

書留郵便で下記送付先に送付すること。

普通郵便で送付された場合、担当課(西区総務課)に受付期間内に不着のときは、応募がなかったものとみなしますのでご注意ください。

【受付期間】 令和8年4月13日(月)～令和8年5月11日(月) 必着

【送付先】 〒819-8501  
福岡市西区内浜1丁目4番1号  
福岡市西区総務部総務課(3階)  
担当：野上・富崎

##### ② 持参される場合

事前に上記担当へ電話(092-895-7003)の上、下記期間内に持参することもできます。

【受付期間】 令和8年4月13日(月)～令和8年5月11日(月)

【提出先】 上記送付先と同じ

【受付時間】 午前9時30分～午後5時(正午～午後1時を除く。)の開庁日

#### (注意事項等)

※ 設置場所、規格等について現地確認をすること。

※ 電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。

#### (2)必要な書類

①自動販売機使用料提案書(本市所定様式1)

②法令等の規定により販売について許認可を必要とする場合は、許認可申請中である旨を証する書面

③登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※発行日から3か月以内のもの

<個人の場合> 住民票の写し

④印鑑証明書 ※発行日から3か月以内のもの

⑤同意書兼役員名簿(本市所定 **様式2** 税滞納照会及び暴力団排除のための福岡県警への照会に使用します)

⑥事業概要

(法人)会社概要

(個人)創業日、事業内容、実績等の分かるもの

※福岡市競争入札参加有資格者は、①に登録番号を記入して下さい。福岡市競争入札参加有資格者は、③～⑥の提出は不要です。

※福岡市競争入札参加有資格者以外で、福岡市内に本店又は支店、営業所等を有していない場合は、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるもの(発行日から3か月以内のもの)も併せて提出して下さい。

※提出書類は、1年間、自動販売機の設置に係る事務のため、福岡市内部で情報を共有することをご了承ください。

## 5 設置予定事業者の決定等

### (1)応募書類の審査

提出された応募書類の審査を行い、条件を満たしている者を設置予定事業者の選定対象とする。  
なお、次のいずれかに該当する申込は、無効とする。

- ①本市が設定する最低使用料を下回る価格による申込
- ②応募資格のない者による申込
- ③指定の日時を過ぎた申込
- ④応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難い申込
- ⑤金額の訂正、削除、挿入等のある申込
- ⑥その他、不正な手段による応募申込

### (2)設置予定事業者の決定

本市が設定する最低使用料以上の額で、最高の価格で申込を行った者を設置予定事業者とする。  
なお、最高価格となる同額の価格提案をした者が二者以上ある場合は、当該申込者立会の下、くじによる選定となるため、その際は、当該申込者に電話連絡を行う。

### (3)審査結果の公表等

設置予定事業者の決定は、令和8年5月中旬頃に、申込者それぞれに対し、「自動販売機使用料提案書」に記載のメールアドレス宛に結果を通知することとする。また、本市ホームページに設置予定事業者名を掲載する。

## 6 使用許可申請の手続

設置予定事業者に決定した者は、令和8年6月1日(月)までに別紙「物件概要」の施設所管課へ下記の書類を添付の上、申請を行うこと。

なお、使用許可は自動販売機使用料提案書に記載された名義で行う。

提出部数は施設ごとに各1通とする。

## 【提出書類】

- ①行政財産目的外使用許可申請書(本市所定様式)
- ②自動販売機設置体制説明書(本市所定様式の外、任意の様式も可)
- ③設置予定自動販売機のカatalog (寸法、消費電力の分かるもの)

## 7 災害対応型自動販売機の設置・協定の締結

本公募対象物件については、災害時に自動販売機の商品を無償で提供することができる災害対応型自動販売機の設置を条件とする。

「災害対応型自動販売機」の内容

- ・電気が供給されない状況でも商品を取り出すことが可能であること。
- ・災害時に福岡市が商品の提供が必要と判断した場合、施設管理責任者が自動販売機内の全ての商品を無償提供可能であること。

自動販売機設置の際に、使用許可とは別に協定の締結が必要となる。内容については別紙「災害における自動販売機商品の無償提供に関する協定書(案)」を参照し、西区総務課と協議の上、協定を締結すること。

## 8 設置予定事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消すこととする。

- ①正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手續に応じなかった場合
- ②設置予定事業者が応募者の資格を失った場合
- ③その他設置予定事業者が本件の相手方として不相当と認められる場合

上記の取消の場合は次点の者を決定事業者とし、次点の者の提案額を決定金額とする。

## 9 その他

- ①使用許可の手續に関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とする。
- ②本募集要項に定めるものの外、地方自治法、地方自治法施行令、福岡市行政財産使用料条例、福岡市公有財産規則、その他関係法令等の定めるところによる。
- ③本募集要項に関する問合せ先は次のとおり。

## 10 お問合せ先等

〒819-8501

福岡市西区内浜1丁目4番1号

福岡市西区役所 3階

西区総務部総務課

担当 : 野上・富崎

E-Mail : somu.NW0@city.fukuoka.lg.jp

電話 : 092-895-7003

## 参考) 手続全体の流れ

### 募集要項の配布(ホームページに掲載)

### 自動販売機使用料提案書の受付(令和8年4月13日～令和8年5月11日)

以下の書類を西区総務課に提出してください。

- ①自動販売機使用料提案書(本市所定様式1)
- ②法令等の規定により販売について許認可を必要とする場合、許認可申請中である旨を証する書面
- ③登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※発行日から3か月以内のもの  
＜個人の場合＞住民票の写し
- ④印鑑証明書※発行日から3か月以内のもの
- ⑤同意書兼役員名簿(本市所定様式2 税滞納照会及び暴力団排除のための福岡県警への照会に使用します)
- ⑥事業概要

※福岡市競争入札参加有資格者は、①に登録番号を記入して下さい。福岡市登録業者の方は、③～⑥の提出は不要です。

※福岡市競争入札参加有資格者以外で、福岡市内に本店又は支店、営業所等を有していない場合は、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるもの(発行日から3か月以内のもの)も併せて提出して下さい。

### 設置予定事業者の決定(令和8年5月中旬頃)

西区総務課から「自動販売機公募結果通知書」を送付します。

※暴力団排除のための福岡県警への照会等を行うため、結果通知までに時間を要しますが、予めご了承ください。

### 設置申請の手続(令和8年6月1日(目安)まで。)

以下の書類を西区総務課に提出してください。

- ①行政財産目的外使用許可申請書(本市所定様式)
- ②自動販売機設置体制説明書(本市所定様式の外、任意の様式も可)
- ③設置予定自動販売機のカタログ(寸法、消費電力の分かるもの)

※ただし、一部の施設においては、行政財産の目的外使用許可ではなく、別の手続が必要となる場合があります。

詳細は、施設所管課の指示に従ってください。

### 使用許可書の交付

### 設置開始(令和8年8月1日)

### 使用料の納付(令和8年8月末日まで)

- ・次年度更新の希望がない場合:届出書の受理(使用許可期間の満了から30日前まで)
- ・次年度更新の希望がある場合:継続許可申請書の提出(使用許可期間の満了から30日前まで)

### 売上本数、売上金額の報告書の受理(令和9年4月末まで)